

## 厚生労働省の取り組み

### 5 食品に残留する農薬等の規制（ポジティブリスト制度）

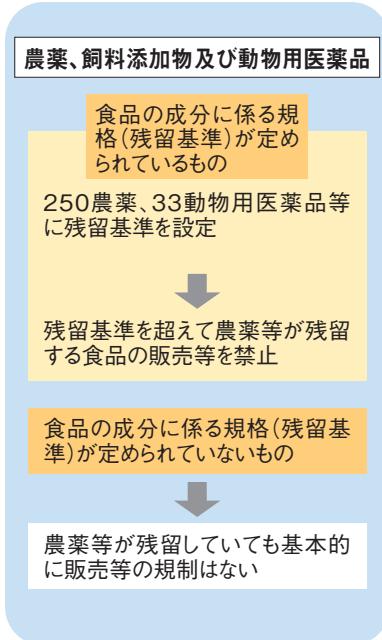
食品中に残留するすべての農薬、飼料添加物および動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、残留基準を設定し、基準値を超えて残留する食品の販売などを禁止しています。

平成15年の食品衛生法改正に基づき、すべての農薬等に残留基準値（一律基準を含む）を設定し、基準値を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを原則禁止する、いわゆるポジティブリスト制度を導入しました。（平成18年5月29日施行）

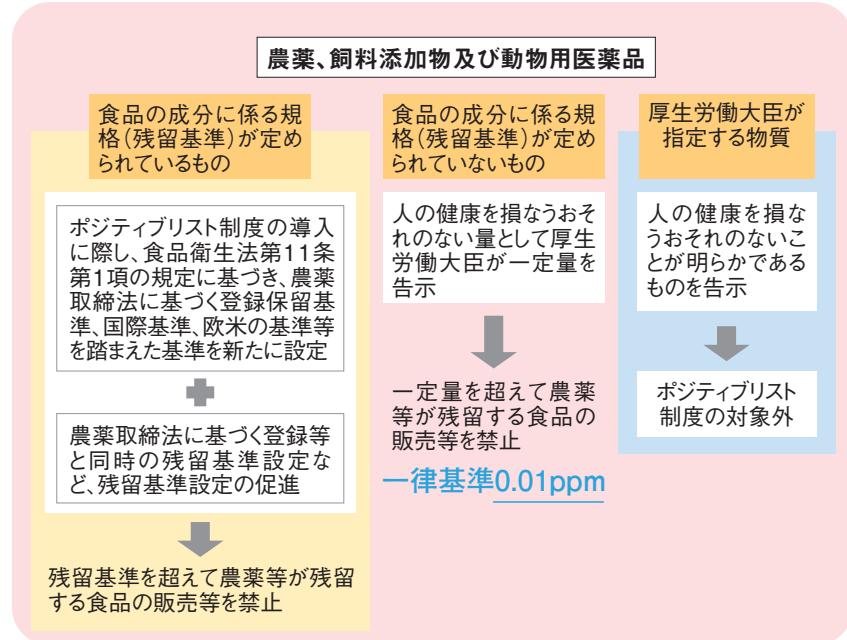
このポジティブリスト制度の導入により、例えば、残留基準が設定されていない無登録農薬が一律基準を超えて食品中に残留していることが明らかになった場合など、これまで規制ができなかった事例についても、規制の対象となりました。

#### 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入

##### 【従来】



##### 【ポジティブリスト制度の導入後】（平成18年5月29日施行）



#### 取り組み内容

基準値などの策定	> 食品規格の一つとして、食品に残留する農薬等の残量基準を設定 > 農薬等の分析法の開発
残留実態、摂取量把握	> 農薬等の残留実態調査（モニタリング調査）の実施 > 農薬等の摂取量調査（マーケットバスケット調査）の実施
消費者等への情報提供	ホームページを通じた情報の提供 「食品中の残留農薬等」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/index.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/index.html</a>